

# 身体拘束等適正化のための指針

東成瀬村社会福祉協議会  
指定居宅介護支援事業所

# 目 次

- 1, 事業所における身体拘束等適正化に関する基本的考え方
- 2, 身体拘束等適正化検討委員会の組織について
- 3, 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針
- 4, 身体拘束等が発生した場合の基本方針について
- 5, 利用者等に対する当該指針の閲覧について
- 6, その他身体拘束等適正化の推進について

## 1, 事業所における身体拘束等適正化に関する基本的考え方

### (1) 目的

当事業所は、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法令第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。）の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう本指針を定める。

### (2) 身体拘束の基本的な考え方

身体拘束とは利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、利用者に関わる皆が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないサービスの実施に努めるものとする。

## 2, 身体拘束等適正化検討委員会の組織について

身体拘束等の廃止に努める観点から「身体拘束等適正化検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (1) 委員長の役割

委員長は事業所の管理者が務め、委員会の運営と指導を行う。

### (2) 開催頻度

委員会は年度内に1回以上開催し、必要に応じ臨時会合を実施する。

### (3) 他会議との一体的な設置・運営

他会議体と一体的に委員会を設置し、効率的に運営する。

### (4) 他サービス提供事業者との連携

他サービス提供事業者と協力し、広範囲な視野での身体拘束等適正化を検討する。

### (5) 遠隔会議システムの利用

オンライン遠隔会議システム(テレビ電話等)を使用し、会議への参加を促進する。

### (6) 検討事項

委員長は以下の事項について検討し、その結果は従業者に周知徹底を図る。

- ・ 身体拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・ 身体拘束等適正化ための指針の整備に関すること

- ・ 身体拘束等適正化のための職員研修の内容に関すること
- ・ 身体拘束等適正化について相談・報告を行うことができる体制の整備に関すること
- ・ 身体拘束を発見した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・ 身体拘束等適正化が発生した場合、その原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### 3, 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等適正化のための職員研修は、従業者に対し基礎的内容と適切な知識の普及・啓発を目的とする。当該研修は、当事業所の指針に基づき身体拘束の廃止に向けた意識の徹底を図ることを目標とする。

#### (1) 研修プログラムの作成

本指針に基づいた研修プログラムを組織的に作成し、職員教育の徹底を図る。当該研修は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに本指針に基づき身体拘束等の適正化を徹底する。

#### (2) 定期的な研修の実施

全ての職員は、年度内に1回以上参加し研修を受ける。当該研修は職員の知識とスキルを更新し、身体拘束等適正化に関する意識を高めるため重要である。

#### (3) 新規採用者への研修

新規採用される職員を対象に、入職時に虐待防止研修を実施する。これにより新たな職員も事業所の本方針を理解し、実践する能力を身に付ける。

#### (4) 研修の記録

研修の実施内容、日程、参加者等を記録する。

### 4, 身体拘束等が発生した場合の対応に関する基本方針について

利用者本人又はその家族、他利用者等の生命及び身体の安全を守るための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は以下の手順に従い実施する。

#### (1) サービス担当者会議による検討・決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときは、サービス担当者会議にて身体拘束との必要性や原

因・解決方法を検討し、当該会議上において慎重に検討し決定する。やむを得ず身体拘束等を行う場合には個別援助計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別援助計画に記載する。

## (2) 必要な事項の記録

サービス担当者会議において、身体拘束等について検討した記録を残すものとする。また、継続して身体拘束の原因となる状況の分析を行い、身体拘束等の解消に向けた取り組み方針や目標等とする解消時期などを検討する。

身体拘束等を介助した場合は直近の身体抑制等適正化検討委員会にて報告を行う。

## 5, 利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に掲示すると共に事業所のホームページに掲載することによりいつでも利用者や家族が閲覧できるようにする。

## 6, その他身体拘束等適正化の推進について

身体拘束等適正化の推進のため、研修会のほか関係機関により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上のため、常に研鑽を図るものとする。

### 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。